

(令和4年度) 家計急変世帯分に関するQ&A

Q1. 家計急変者に対する支給の趣旨は何ですか。

A1. これまでには一定の収入があり、市町村民税（均等割）が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税（均等割）非課税相当と見なされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。よって、課税者であった者が、新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入（所得）が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。

Q2. 新型コロナウイルスの影響は、どのように判断し、申請すればよいですか。

A2. 新型コロナウイルス感染症の影響については自己申告（家計急変の収入等を確認するため申請者に提出していただく申請書において、「コロナの影響により収入減」の確認欄にチェックする）により確認します。

なお、ここでいう新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止ための措置との間に何らかの因果関係を有することをいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

Q3. 「収入が減少したこと」は、いつといつを比べるのですか。また、いつ時点の誰の収入で判断されるのですか。離婚した場合の元配偶者の収入は勘案されるのですか。

A3. 令和4年1月以降の任意の1か月の収入が、それ以前と比べて減少したことが必要です。判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行われます。離婚後別居している元配偶者の収入は勘案されません。

Q4. 「任意の1か月」は、令和4年1月以降であれば、どの月を選定してもよいですか。

A4. 申請者が選定する任意の1か月については、令和4年1月以降であれば、どの月を選定していただいても構いませんが、申請月に可能な限り近接した月の選定が望ましいです。

Q5. 令和4年度住民税課税世帯ですが、令和3年中に新型コロナウイルスの影響を理由に失業後、現在まで就労に至らない場合、家計急変世帯の対象となりますか。

A5. このような場合も、令和4年1月以降の任意の1か月に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少として、支給対象となり得ます。

Q6. あくまでも「任意の1か月」に収入の減少があれば申請可能との理解でよいですか。

A6. 令和4年度分住民税均等割の課税決定以降に令和3年中の収入をもとに申請をする場合には、当該課税決定の内容（又は非課税証明書の添付）により申請してください。

Q7. 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定することになりますか。

A7. 世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

Q8. 家計急変世帯に該当するかは、収入の種類は、給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入の4種類で判断することになりますか。

A8. 市町村民税（均等割）非課税限度額の判定に利用する合計所得金額の主な項目について収入に算定することとします。具体的には、給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）の経常的な収入になります。また、これ以外の収入は勘案しません。

Q 9. 収入の減少はありませんが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和4年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当しますか。

A 9. 家計急変は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している、かつ、令和4年1月以降の収入見込みが非課税相当水準以下であることが要件であり、収入の減少がない場合は対象とはなりません。

Q 10. 任意の1か月は、申請者及び配偶者は同じ月を設定した方がよいですか。

A 10. 原則として同じ月を設定してください。

Q 11. 申請について、「基準日の翌日以降の、同一住所における世帯分離は同一世帯とみなす」とありますが、この場合の支給対象は誰ですか。

A 11. 原則として、世帯分離前の世帯主となります。

Q 12. 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。

A 12. 家計急変世帯に対する給付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。天候不順等による減収についても、同様に、支給要件を満たしません。

Q 13. 定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合は、対象となりますか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。

A 13. いずれも、新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。

Q I 4. 家計急変世帯への給付については、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は対象となりますか。

A I 4. 住民税非課税世帯への給付と同様に、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯（一人暮らしの大学生等）は除きます。

Q I 5. 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらえない場合や、自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのようにすればよいですか。

A I 5. 預金通帳の写しや、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しがある場合には、そちらをご用意の上、申請してください。

どうしても挙証資料がない場合は、申請書において、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しました」にチェックし、自身の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により市町村民税（均等割）非課税世帯相当の水準となったことの詳細について記載した申立書（様式自由）のご用意の上、申請してください。

この場合の申立書の様式は任意ですが、申立理由として、例えば、「新型コロナウイルス感染症の影響により、〇〇（収入を失った状況）、令和〇年〇月の収入がありませんでした。」、「〇〇のため、収入が分かる資料を持っていません」等の記載し、本人の自署により、記入日と申請者氏名を記載したものをご用意ください。（「〇〇」には、例えば、「請負や日雇いの仕事を失ったため」、「自営業を休業したため」、「DVで避難しており通帳を持っていない」など、収入を失った状況や資料が添付できない理由等を記載。）

Q I 6. 申請者が個人事業主等の場合の家計急変申請において、非課税相当の判定の際、夫から専従者給与を受ける妻は世帯人数に含めて計算してよいですか。

A I 6. 非課税相当限度額の算出にあたり、配偶者は、地方税法等における住民税非課税判定に使用する世帯人数と同様の考え方で、同一生計配偶者としています。同一生計配偶者には、青色専従者給与の支払いを受けている者及び事業専従者に該当するものは含めません。

なお、上記の通り、青色専従者給与の支払いを受けている者等に該当する配偶者は、非課税相当の判定にあたっては世帯人数に含めないこととなりますが、家計急変世帯に対する給付金において給付対象となる世帯は申請時の住民基本台帳法上の世帯であり、当該配偶者が世帯主とは別に支給対象世帯となるものではありません（支給対象は住民登録された世帯の世帯主）。

Q I 7. 家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不給付となった者が、出産により扶養家族が増えたなど要件が変更された場合、再申請を行うことが可能ですか。あくまでも、申請は一世帯1回限りですか。

A I 7. 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変であって、任意の1か月の収入が住民税非課税相当の水準まで減収している場合には、再申請により給付対象となることはあり得ます。ただし、本給付金の受給は、1世帯につき1回限りです。

Q I 8. DV等避難者や自立援助ホーム等の入所施設の児童について、就労している等の理由で令和4年度住民税課税であるものが、新型コロナウイルスの影響により収入の減少があった場合には、家計急変世帯として申請できますか。

A I 8. DV等避難者や措置入所等児童が住民税非課税世帯に対する給付の対象にならない場合でも、家計急変世帯に対する給付の要件を満たせば、申請可能です。